

事務連絡
令和2年5月20日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和2年度診療報酬改定における施設基準の届出に係る
臨時的な取扱いについて

基本診療料及び特掲診療料の施設基準及びその届出に関する手続については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和2年3月5日保医発0305第2号）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和2年3月5日保医発0305第3号）により示しているところである。今般の新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大していることを踏まえ、各保険医療機関等において業務の実施に一定の影響が生じている現状に鑑み、当該届出が必要とされているものについて、令和2年5月29日までに届出書の提出があったものであって、当該保険医療機関から5月1日に遡及して受理して欲しい旨の申し出があった場合、5月29日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、5月1日に遡って算定することとしても差し支えないこととしたので、その取扱いについて遺漏のないよう、ご対応をお願いしたい。